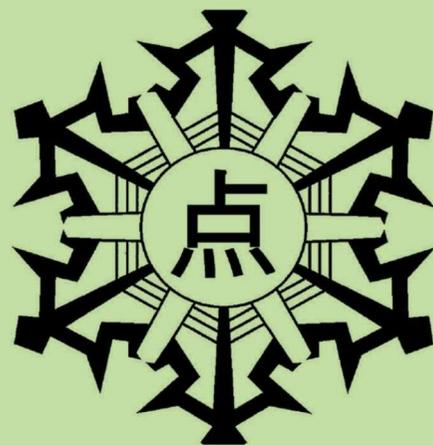


# 令和7年度 消防用設備等点検済「表示登録会員」名簿



消防用設備等の点検のご相談は  
当協会ですり前審査・登録された  
この名簿登載の「表示登録会員」  
にお任せください。

いざという時に  
消防用設備等が  
その機能を発揮しなければ  
あなたの大切な施設をはじめ  
お客様や従業員等の皆さんを  
守ることはできません。  
日頃の消防用設備等の点検や  
維持管理はとても重要です。

令和7年4月1日現在

一般財団法人 大分県消防設備安全協会

〒870-0023 大分市長浜町2丁目12番10号  
電話 097-537-3125 FAX 097-537-3139  
ホームページアドレス <https://www.syoubounet.jp/ohita/>  
E-mail アドレス : o-ssk@po.d-b.ne.jp



## 消防用設備等点検済表示制度について

この制度は、消防法において重要な位置づけとなる「消防用設備等の点検報告制度」（消防法第17条の3の3）を補完・充実することを目的とした制度で、全国で統一された点検済票（ラベル）を貼付することにより、その消防用設備等が適正に点検されたこと及び点検実施者の責任を明らかにするとともに、防火対象物の関係者や利用者に対して、消防用設備等の維持管理が適正に行われていることを明示するものです。

なお、点検済票（ラベル）が貼付されている場合は、消防査察の際、確認事務の簡素化等を行うことができます。

## 表示登録会員について

この冊子に掲載されている「表示登録会員」とは、消防用設備等の点検事業者のうち、行政機関・消防機関・防火対象物関係者・点検事業者で構成される「点検済表示管理委員会」の定期的な審査（2年ごとの審査で、審査項目は下記のとおりです。）を経た事業者で、当協会に登録されている点検事業者です。

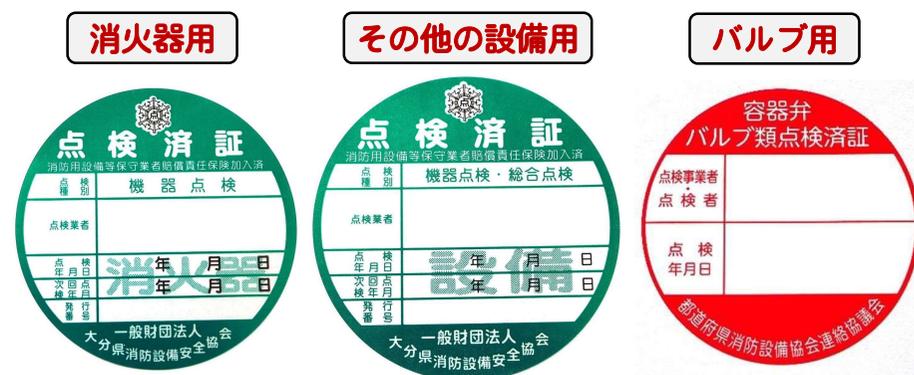
### 審査項目

- ① 点検実施者の消防法令上必要な資格（消防設備士、消防設備点検資格者）
- ② 点検に必要な機器・工具
- ③ 点検業務を継続して行うことができる経済的基盤
- ④ 損害賠償能力など（※点検作業に起因する事故の保険にも対応できるか等について確認）

## 点検済票（ラベル）について

この点検済票（ラベル）は、当協会が表示登録会員に交付するもので、法令に基づく適正な点検結果の証として貼付されます。（全国統一的に運用され、各都道府県の消防設備協会が連携してラベルの交付等を行っています。）

このラベルは、（一財）日本消防設備安全センターが商標権（登録第5631707号）を有し、大分県内で貼付されるラベルは当協会と上記安全センターで、商標使用権設定契約が締結されていますので、類似・疑似ラベルにはご注意ください。



「表示登録会員」名簿 目次 (計68会員)

1号 表示登録会員

地域	登録番号	事業所名	掲載ページ	
大分	44-1-0001	(株)消防防災 大分本店	1	
	44-1-0002	新日本消防設備(株)		
	44-1-0003	(株)富士総合防災		
	44-1-0005	(株)メンテナンス		
	44-1-0006	大分エージェンシー(株)		
	44-1-0008	(株)大分電設		
	44-1-0009	大徳電業(株)		
	44-1-0011	(株)大信設備機器		2
	44-1-0013	ホーチキ大分(株)		
	44-1-0016	(株)九電工 大分支店		
	44-1-0017	(有)大分ヤマト販売		
	44-1-0020	大分ゼネラルサービス(株)		
	44-1-0023	九州丸防設備(株)	3	
	44-1-0024	日本連合警備(株)		
	44-1-0025	(株)千代田		
	44-1-0027	東海プラントエンジニアリング(株) 大分事業所		
	44-1-0028	(有)大分初田販売所		
	44-1-0030	首藤設備工業(株)	4	
	44-1-0031	(株)武田商会		
	44-1-0033	大分ノーミ(株)		
	44-1-0035	(一財)九州電気保安協会 大分支部		
	44-1-0038	(株)大和電業社		
	44-1-0043	大分音響(株)	5	
	44-1-0045	イオンデイトライト(株)九州支社 九州北支店大分エリア		
	44-1-0046	ニッタン(株)大分支店		
	44-1-0047	(株)ファビルス 大分支社	6	
	44-1-0051	アイ・ティ・アサヒ(株)		
	44-1-0055	セキュリティファースト(株)		
	44-1-0056	日本設備工業(株)		
	44-1-0057	(有)小手川防災設備		
44-1-0058	大幸防災商事(有)	7		
44-1-0059	大分県消防設備保守協同組合			
44-1-0063	大同電設(株)大分支店			
44-1-0065	河野電気(株)			
44-1-0070	合同産業(株)大分営業所			

地域	登録番号	事業所名	掲載ページ
大分	44-1-0072	薬真寺電気管理事務所	8
	44-1-1011	大分ビル管理(株)	
	44-1-1013	能美防災(株)大分営業所	
別府	44-1-1015	(有)三和コミュニティー	9
	44-1-1020	セーフティサービス(有)	
	44-1-0014	鶴原消防設備(株)別府支店	
別府	44-1-0039	(有)西谷防災設備	5
	44-1-0053	旭環境管理(株)	6
	44-1-0007	(有)加藤電工	1
日田 玖珠	44-1-0019	(有)イケダ電機	2
	44-1-0022	(有)古川電設	3
	44-1-0026	(株)大日	
	44-1-0037	綿屋商事(有)	4
	44-1-0040	(株)千原電気工事	5
	44-1-0041	九州電工(株)	
	44-1-0044	(有)小野商事	
	44-1-0049	古賀カナモノ	6
	44-1-0052	不二水道(株)	
	44-1-0062	(株)水明テクノス	
44-1-0066	武石防災	7	
中津	44-1-0036	鶴原消防設備(株)中津支店	4
	44-1-0042	(株)松本総合設備	5
	44-1-0060	(有)フジ電	7
	44-1-0069	(株)松山商会	8
杵築	44-1-0029	(株)木元電設	3
速見	44-1-0068	(有)岩尾商事	8
国東	44-1-0010	奈須防災サービス	2
竹田	44-1-0034	(株)あわや	4
臼杵	44-1-0064	(株)臼杵鋼板工業所	7
佐伯	44-1-0067	ヤナイ電装	8
津久見	44-1-0071	豊南電工(株)	8

2号 表示登録会員 (点検対象は自社所有の防火対象物のみ)

登録番号	事業所名	掲載ページ
44-2-0004	中村産業輸送(株)大分営業所	9
44-2-0005	大分第一ホーバードライブ(株)	9



















### 点検済票の貼付対象となる消防用設備等の種類及び表示位置

消防用設備等の種類		表示位置	消防用設備等の種類		表示位置
消 火 設 備	消火器	本体容器	警 報 設 備	非常警報設備	操作部の直近、複合装置の本体又は放送設備のアン プ本体
	屋内消火栓設備	加圧送水装置等の制御盤の前面及び消火栓箱の前 面		住戸用自動火災報知設備及 び共同住宅用非常警報設備 ※	
	スプリンクラー設備 (共同住宅用スプリンクラー設備※)	加圧送水装置等の制御盤の前面及び制御弁の直近 (補助散水栓を設けるものにあつては補助散水栓の前 面、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の加圧送 水装置を設けるものにあつては制御盤、その他のもの にあつては末端試験弁取付け箇所直近)	避 難 備	避難器具	格納箱又は本体
	水噴霧消火設備	加圧送水装置等の制御盤の前面、手動起動装置の 操作部及び格納箱の前面		誘導灯及び誘導標識	開閉器の直近
	泡消火設備	加圧送水装置等の制御盤の前面、手動起動装置の 操作部及び格納箱の前面	消 防 用 水		標識又は採水口の直近
	不活性ガス消火設備	制御盤の前面及び手動起動装置の操作部(移動式 の場合は、赤色灯火の直近)	消 火 活 動 上 必 要 な 施 設	排煙設備	制御盤の前面
	ハロゲン化物消火設備			連結散水設備	送水口本体又は標識の直近
	粉末消火設備	連結送水管 (共同住宅用連結送水管※)		送水口本体又は標識の直近及び加圧送水装置等の 制御盤の前面	
	屋外消火栓設備	加圧送水装置等の制御盤の前面及び消火栓箱の前 面		非常コンセント設備 (共同住宅用非常コンセント設備※)	開閉器の直近
	動力消防ポンプ設備	ポンプ銘板の直近		無線通信補助設備	保護箱の前面
パッケージ型消火設備※	格納箱の前面	加圧防排煙設備※		制御盤の前面	
パッケージ型自動消火設備※		非 常 電 源	非常電源専用受電設備	認定証票又は表示板の直近	
警 報 設 備	自動火災報知設備 (共同住宅用自動火災報知設備※)		受 信 機 の 前 面 (無線式の特定小規模施設用自動火 災報知設備にあつては感知器の親機又は直近)		自家発電設備
	(特定小規模施設用自動火災報知設備※)				蓄電池設備
	(複合型居住施設用自動火災報知設備※)				燃料電池設備
	ガス漏れ火災警報設備	総合操作盤		操作部の前面	
	漏電火災警報器	受信機の本体又は直近		特殊消防用設備等	相当する消防用設備等の表示位置に準じた位置
	消防機関へ通報する火災報知設備	本体又は直近			

備考 1 消防法施行令第32条の規定の適用を受けて設置されている設備機器にあつては、相当する消防用設備等の表示位置に準じた位置に点検済票を貼付することができる。

2 同一ボックス等に複数の消防用設備等に係る点検済票が貼付される場合にあつては、代表できる部分に1カ所とすることができる。

3 ※は、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を示す。

